

設 立 趣 旨 書

このたび「特定非営利活動法人互楽会」を設立しようとする私たちは、障害のある人が地域で働き暮らすことを目的に、また広くは共生の社会をめざし、相互扶助の精神を大切に、障害のある人とない人が共に働く場を運営してきた。障害者の労働参加を第一目的に、そして経済的自立を実現するために「共働事業所」として新しい働き方を実践する場である。

障害者が労働参加するには個人ごとの能力を基本として支援を考えるのではなく、いかに個人が生かされる人的環境、集団づくりができるかが重要である。障害の種別、程度、あるなしに関わらず、同時に様々な能力、個性ある人たちが、同じ社会的目的を共有し、協力して働く（介助も内包している）ことで経済的にも自立していく、これが私たちの「共働事業所」である。

近年、障害者の雇用・就労をめぐる状況はますます厳しさを増している。障害者の実雇用率は横ばいというものの雇用障害者の実数は減少しており、解雇者数も 2001 年度には 3000 人を越えそうで過去最悪の状態にある。市場経済が著しく弱体化し、雇用形態もどんどん労働者にとっては不利なものに変わり、それまで獲得してきた労働者としての諸権利すら失いかけてつある。営利を目的とする一般事業所において障害者の雇用拡大はこのままでは見込み薄である。市場原理は明らかに能力至上主義を要求し、そこに障害者雇用の限界性を見ることが出来る。営利追求を第一義に置く一般事業所での限界をそのまま福祉的保護に置き換えるのでなく、新しい社会的経済の枠組みをつくり出すことで抜け出ようとする考え方がヨーロッパでは主流となっている。障害者も労働を通じて社会参加が出来るよう、そのことを目的とした事業体、協同組合が障害者の就労の機会を拡大している。こうした考え方や実践は日本では私たちのような「共働事業所」として展開されている。「雇用」でもなく「福祉」でもなく、新たな形態の障害者の労働政策として着目されている。今後いっそう「共働事業所」が力をつけ増え続けるよう私たちはその応援活動を行う。

また、働く場があってこそ地域で暮らす形がみえてくる。介助を必要とする障害者には介助の保障がなくてはならない。ここでも単に介助する、される関係の以前に、同じ社会的な目的の共有がなければならない。同じ目的、一言でいえば「共生の社会」をめざすという一致点が、両者に対等な関係の立場性をもたらす。またそこには一方的なサービスの提供ではなく、支え合うという関係づくりの可能性がひろがる。私たちは小さな範囲でそうした関係づくり、介助の保障を行ってきた。

「共に生きる」という理念を機軸に、また障害者も地域でもっと豊かに生活するために、生活や余暇において支え合う形の介助支援を今後いっそう充実させていかなければならない。

「共生の社会」とは「相互扶助」による生き生きとした地域社会を実現するものである。私たちは、私たちがすすめる「障害のある人とない人が共に働く」という理念と実践が、より人間的な生き方、働き方、暮らし方を地域に、すべての人が取り戻す切り口となることを自覚している。

私たちの「障害者が地域で働き暮らすための活動」を広く社会に紹介し、大きな目的である共生の社会の実現に向けてより活動を活発にし、社会的認知を得るためにも法人格取得の必要があり、今回、特定非営利活動法人互楽会を設立する。